

## 社会福祉法人かすみが丘学園 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かすみが丘学園（以下「法人」という。）の定款第21条及び第8条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項にもとづく報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤役員（理事長・常務理事・常勤理事）については、職務執行の対価として報酬等を支給する。
- 4 非常勤役員については、業務に応じた報酬等を支給する。
- 5 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任したものに支給することができるものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の評議員の報酬総額は、定款第8条に基づき年間50万円を超えない範囲で、別表1(1)に定める額とする。

- 2 この法人の全理事の報酬総額は、年間3,000万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 4 この法人の非常勤理事の報酬の額は、別表1(2)に定める額とする。

- 5 この法人の非常勤監事の報酬の額は、別表1(3)に定める額とする。
- 6 この法人の常勤理事の役職に応じた報酬月額、別表2「常勤役員の報酬月額」を上限とし、別表4「常勤役員俸給表」のうちから、理事会で決定する。
- 7 この法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表3「職員を兼務する常勤役員の報酬月額」を上限とし、別表4「常勤役員俸給表」のうちから、理事会で決定する。
- 8 常勤役員の退職手当は、別表5に定める算式により算出される額を上限に、理事会で決定する。

#### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として、職員の通勤手当支給基準に準じて支払うものとする。
- 3 役員等には、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等を、職員の旅費規程等に準じて支払うものとする。
- 4 この法人の非常勤の役員等の交通費は、別表6「評議員及び非常勤役員の交通費」に定める額又は実費相当額を支払うものとする。

#### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬及び通勤に要する交通費については、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員の給与規程第5条に準じた日とする。
  - (2) 退職手当については、任期满了、辞任又は死亡により退任した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤の役員等に対する報酬は、当該会議への出席など法人・施設業務にあたった翌月の前項(1)に準じた日に支給する。
  - 3 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
  - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

#### (会計区分)

第7条 この規程により支給される報酬等は、本部会計サービス区分で会計する。

なお、この経費については、年度末において各拠点区分で案分し、必要な金額を繰入で

補てんする。

(報酬等の日割り計算等)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。
- 5 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(特別減額)

第9条 この法人の名誉を棄損し、あるいは法人に著しい損害を与えた役員等に対する退職手当は、この規程の第3条及び第4条にかかわらず、理事会の承認のもと評議員会の決議により相当な減額及び不支給とすることができる。

(公表)

第10条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月16日（定時評議員会の決議日）から施行し、

平成29年 4月 1日より適用する。

平成29年10月 1日 一部改正

平成30年 6月15日 一部改正

令和 元年 6月17日 一部改正

令和 7年 6月18日 一部改正

別表 1（第 4 条第 1 項及び第 4 項並びに第 5 項 評議員及び非常勤役員の報酬）

（1） 評議員

| 区 分                | 日 額      |
|--------------------|----------|
| 評議員会への出席           | 10,000 円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 10,000 円 |

（2） 理事

| 区 分                | 日 額      |
|--------------------|----------|
| 理事会への出席            | 10,000 円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 10,000 円 |

（3） 監事

| 区 分                | 日 額      |
|--------------------|----------|
| 監事監査等への出席          | 20,000 円 |
| 理事会、評議員会等会議への出席    | 10,000 円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 10,000 円 |

別表 2（第 4 条第 6 項 常勤役員の報酬月額）

| 役職名  | 報酬の額             |
|------|------------------|
| 理事長  | 上限月額 1,000,000 円 |
| 常務理事 | 上限月額 800,000 円   |
| 常勤理事 | 上限月額 700,000 円   |

別表 3（第 4 条第 7 項 職員を兼務する常勤役員の報酬月額）

| 役職名  | 報酬の額           |
|------|----------------|
| 理事長  | 上限月額 300,000 円 |
| 常務理事 | 上限月額 200,000 円 |
| 常勤理事 | 上限月額 100,000 円 |

別表 4（第 4 条第 6 項及び第 7 項 常勤役員俸給表）

| 号 俸   | 支給基準額          |
|-------|----------------|
| 1 号俸  | 月額 50,000 円    |
| 2 号俸  | 月額 100,000 円   |
| 3 号俸  | 月額 150,000 円   |
| 4 号俸  | 月額 200,000 円   |
| 5 号俸  | 月額 250,000 円   |
| 6 号俸  | 月額 300,000 円   |
| 7 号俸  | 月額 350,000 円   |
| 8 号俸  | 月額 400,000 円   |
| 9 号俸  | 月額 450,000 円   |
| 10 号俸 | 月額 500,000 円   |
| 11 号俸 | 月額 550,000 円   |
| 12 号俸 | 月額 600,000 円   |
| 13 号俸 | 月額 650,000 円   |
| 14 号俸 | 月額 700,000 円   |
| 15 号俸 | 月額 750,000 円   |
| 16 号俸 | 月額 800,000 円   |
| 17 号俸 | 月額 850,000 円   |
| 18 号俸 | 月額 900,000 円   |
| 19 号俸 | 月額 950,000 円   |
| 20 号俸 | 月額 1,000,000 円 |

別表 5（第 4 条第 8 項 常勤役員の退職手当算定基準）

最終報酬月額 × 在任年数

※上記在任年数は 1 ヶ年単位とし、端数は月割りとする。

※上記算出基準により算出された額を上限とする。

※ただし、第 9 条（特別減額）にもとづき相当な減額及び不支給とする場合は、理事会の承認のもと評議員会の決議を要する。

別表 6（第 5 条第 4 項 評議員及び非常勤役員の交通費）

| 目的地までの往復距離              | 支 給 額      |
|-------------------------|------------|
| 2 k m 以上      5 k m 未満  | 3, 0 0 0 円 |
| 5 k m 以上    1 0 k m 未満  | 3, 5 0 0 円 |
| 1 0 k m 以上   2 0 k m 未満 | 4, 0 0 0 円 |
| 2 0 k m 以上              | 5, 0 0 0 円 |

以上